

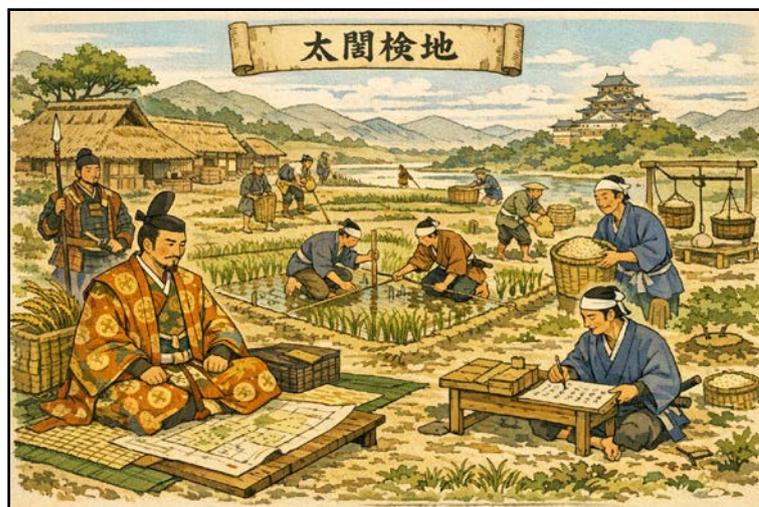


安土桃山時代に豊臣秀吉が行った「太閤検地」とは？



豊臣秀吉は、1582年から7年間にわたり全国の田畑の広さを測る太閤検地を行いました。その検地の内容は農地面積だけでなく、土地の善し悪しや収穫高などを調べて農民に年貢を課しました。同時に課税を逃れるための「隠田(おんでん)」の摘発という狙いもあり、見つかった場合には、はりつけの刑に処せられました。

当時の二公一民の税率は、収穫高の3分の2(二公)を年貢として納め、残りの3分の1(一民)を農民がもらうという、農民にとっては非常に厳しい制度でした。二公一民は収穫の3分の2を納める高いものであったため、この頃から農民一揆が頻発するようになりました。





江戸時代の税は？



五公五民…農地の収穫物の半分を領主の税収入とし、残り半分は農民の収入とする税率になりました。

助郷役…助郷役(すけごうやく)とは、江戸時代に宿場の人馬が不足した際に、その周辺の村々(助郷村・すけごうむら)に課された、人や馬を提供する労働義務(夫役・ぶやく)です。参勤交代など交通量が増えるにつれて常設化されました。低賃金や農繁期と重なることなど農民の負担が大きく、助郷免除を求める訴えや宿場との紛争が相次ぎました。

運上金：運上金(うんじょうきん)とは、商業・工業・運送業などの非農業従事者(商人・職人・漁業者など)に課せられた営業税です。一定の税率に基づいて金銭で納められました。幕府や藩が、その営業の許可や独占の対価として課したものです。水上運送や市場、鉱山など様々な種類がありました。

冥加金：幕府や藩から特定の営業権や免許を与えた代償としてする献金させる税の一種。税率も定められ、毎年納めるようになりました。





明治時代の税は？



年貢から金銭課税へ 所得税・法人税の創設

地租改正…明治6(1873)年に地租改正を実施し、地価の3%に課税しました。年貢制度にかえて、土地の価格に対して地租という税金を設定し、土地所有者に課税することにしました。

所得税…明治20(1887)年に所得金額300円以上の人のみを対象とした所得に対し所得税がかされました。納税者は当時の人口の約0.3%しかいなかったため、『名誉税』とも呼ばれていました。

法人税…明治32(1899)年に法人税が導入されました。



大正時代の税



新税の誕生

大正時代は、戦費調達のため、清涼飲料税、営業収益税、登録税、相続税などの新税も創設されるなど増税が続きました。

現在ある税の仕組みができ始めたのもこの頃です。

大正9(1920)年の所得税の改正では、扶養家族控除新設や免税点引き上げなどが行われ、少額所得者の負担が軽減されました。



Q



A

昭和時代(1926年～1989年)

・ 経済の発展と税

昭和15(1940)年の税制改正では、所得税が分類所得税と総合所得税の2本立てとなり、分類所得税はその源泉種類に応じて①不動産②配当利子③事業④勤労⑤山林⑥退職の6種類に分けられました。

・ 勤労所得に源泉徴収制度が導入されました。

・ 法人所得税は、法人資本税と統合され法人税となりました。

・ 間接税は、酒税に関する税法が酒税法に一本化され、造石税と庫出税が併用されました。

・ 昭和17(1942)年、税理士法の前身である税務代理士法が制定されました。

・ 昭和21(1946)年に新憲法が公布され、教育、勤労に並ぶ三大義務の一つとして納税の義務がもうけられました。

・ 租税をかける場合には、法律によらなければならないとする考え方「租税法律主義」が取り入れられました。

・ 昭和22(1947)年には、納税者が自主的に自分の税額を計算して申告する申告納税制度が導入されました。

・ 昭和63(1988)年には、抜本的税制改革が実施され、消費税が創設されました。